

広島県告示第六百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十二年八月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年八月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲山甲奴上市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市甲奴町小童字小豆山三三八三番地先から 三次市甲奴町小童字小豆山三二八〇番一地先まで	新	旧	四・五〇 七・二〇 一三・三〇 二〇・六〇	八一・〇〇 七五・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 七五・〇〇メ ートル
	旧	新	三・七〇 九・六〇 一一・八〇 四二・四〇	四九五・〇〇 三三五・〇〇	
三次市甲奴町小童字塚ヶ迫三二七八番一地先から 三次市甲奴町小童字荒井田三二七九番二地先まで	新	旧	一一・八〇 四二・四〇	三三五・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 四一〇・〇〇 メートル
	旧	新			